

4 介護保険で利用できるサービスの種類と費用の目安

(参考)介護サービス等の種類

——— 居住系サービス ~~~~~ 介護保険施設

	介護給付を行うサービス (要介護1~5の人に対するサービス)	予防給付を行うサービス (要支援1・2の人に対するサービス)
都道府県(中核市)が指定・監督を行うサービス	◎居宅サービス 【訪問サービス】 - 訪問介護 - 訪問入浴介護 - 訪問看護 - 訪問リハビリテーション - 居宅療養管理指導 【通所サービス】 - 通所介護 - 通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 - 短期入所生活介護 - 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 - 介護予防訪問入浴介護 - 介護予防訪問看護 - 介護予防訪問リハビリテーション - 介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 - 介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 - 介護予防短期入所生活介護 - 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
市町村が指定・監督を行うサービス	◎地域密着型サービス - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 - 夜間対応型訪問介護 - 地域密着型通所介護 - 認知症対応型通所介護 - 小規模多機能型居宅介護 - 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) - 地域密着型特定施設入居者生活介護 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則として要介護3以上) - 看護小規模多機能型居宅介護 ◎居宅介護支援	◎地域密着型介護予防サービス - 介護予防認知症対応型通所介護 - 介護予防小規模多機能型居宅介護 - 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)(要支援2のみ) ◎介護予防支援
その他	住宅改修 (市町村が申請窓口)	住宅改修 (市町村が申請窓口)
市町村が実施する事業	◎地域支援事業 【介護予防・日常生活支援総合事業】 - サービス・活動事業 (訪問型サービス、通所型サービス、 介護予防ケアマネジメント等) - 一般介護予防事業 【任意事業】 - 介護給付等費用適正化事業 - 家族介護支援事業 - その他の事業	【包括的支援事業】 - 地域包括支援センター運営事業 - 在宅医療・介護連携推進事業 - 認知症総合支援事業 - 生活支援体制整備事業

各サービスに記載してある【標準的な利用者負担額】は、あくまでも代表的な例における「費用額の1割負担額」(1単位=10円で計算した場合)であり、事務所・施設の所在する地域や各種加算、施設形態などによって実際の負担額は変わります。

在宅サービス

利用にあたっては、居宅介護支援事業者やサービス提供事業者と契約を行うこととなります。

①居宅で利用するサービス

要介護1～5の人

■ 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの「身体介護」や調理・掃除・買物などの「生活援助」を行います。

必要に応じて事業所車両による通院等のための乗降介助も利用できます。

※生活援助は、一人暮らしや家族が病気などで家事を行うことが難しい場合に頼むことができますが、家族のための食事や家族の部屋の掃除、犬の散歩や庭の草むしりなどは頼むことはできません。

【標準的な利用者負担額の例】

区分	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降30分 増すごと
身体介護	163円	244円	387円	567円	82円
区分	20分以上 45分未満			45分以上	
生活援助	179円			220円	
通院などの乗車・降車介助 97円					

要支援1・2の人

市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスが受けられます。
詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

■ 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助を行います。

【標準的な利用者負担額の例】

1回 1,266円

■ 介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで居宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴の支援を行います。
※疾病等のやむを得ない理由があって、家庭での入浴が困難な場合に利用できます。

【標準的な利用者負担額の例】

1回 856円

■ 訪問看護

主治医の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

【標準的な利用者負担額の例】

区分	20分未満 (早朝・夜間・深夜のみ)	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
訪問看護 ステーション	314円	471円	823円	1,128円
医療機関	266円	399円	574円	844円
定期巡回・随時対応の訪問介護看護事業との連携			1月 2,961円	

■ 介護予防訪問看護

主治医の指示により、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

■訪問リハビリテーション

自宅での訓練が必要な場合、医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、利用者ごとに作成した計画に基づく機能訓練などを行います。

■介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のため自宅での訓練が必要な場合、医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、利用者ごとに作成した計画に基づく機能訓練などを行います。

【標準的な利用者負担額の例】

1回 308円

■居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、医学的管理や介護方法等への指導助言、口腔清掃に関する実地指導などを行います。

■介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導などを行います。

【標準的な利用者負担額の例】

内容	利用限度回数	利用者負担額(1回につき)
医師または歯科医師が行う場合	1ヶ月に2回	単一建物 居住者が 1人 医515円、歯517円 2人～9人 医487円、歯487円 10人以上 医446円、歯441円
医療機関の薬剤師が行う場合	1ヶ月に2回	単一建物 居住者が 1人 566円 2人～9人 417円 10人以上 380円
薬局の薬剤師が行う場合	1ヶ月に4回	単一建物 居住者が 1人 518円 2人～9人 379円 10人以上 342円
管理栄養士が行う場合	1ヶ月に2回	単一建物 居住者が 1人 545円 2人～9人 487円 10人以上 444円
歯科衛生士等が行う場合	1ヶ月に4回	単一建物 居住者が 1人 362円 2人～9人 326円 10人以上 295円

②日帰りで行うサービス

要介護1～5の人

要支援1・2の人

■通所介護(デイサービス)

日帰り介護施設(デイサービスセンター)などに通い、そこで健康チェックや、入浴・食事等の提供とその介護、日常の動作訓練などが受けられます。

市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスが受けられます。詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

【標準的な利用者負担額の例】

《1日あたり》

認定区分	3時間以上 4時間未満	5時間以上 6時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	370円	570円	658円
要介護2	423円	673円	777円
要介護3	479円	777円	900円
要介護4	533円	880円	1,023円
要介護5	588円	984円	1,148円

※通常規模型。送迎を含みます。食費等の別途負担があります。

※提供時間は3時間以上9時間未満までとなっており、1時間ごとに分かれています。

※要支援1・2の方は市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの利用が可能です。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

■通所リハビリテーション(デイケア)

主治医の指示により、理学療法士や作業療法士などがいる介護老人保健施設や病院などに通い、そこで機能訓練などが受けられます。

【標準的な利用者負担額の例】

(1日あたり)

認定区分	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	5時間以上 6時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	369円	383円	486円	622円	762円
要介護2	398円	439円	565円	738円	903円
要介護3	429円	498円	643円	852円	1,046円
要介護4	458円	555円	743円	987円	1,215円
要介護5	491円	612円	842円	1,120円	1,379円

※通常規模型。送迎を含みます。食費等の別途負担があります。
※提供時間は1時間以上8時間未満までとなっており、1時間ごとに分かれています。

■介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などに通い、入浴や食事などの日常生活上の支援、生活行為向上のための支援、リハビリテーションなどを提供します。

【標準的な利用者負担額の例】

(月単位定額)

認定区分	共通サービス
要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎を含みます。食費等の別途負担があります。

③施設での短期入所サービス(ショートステイ)

※連続した利用は30日までです。また、利用日数が要介護認定期間(原則6ヶ月または12ヶ月)のおおむね半数を超えないようにします。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

■短期入所生活介護

介護の必要な高齢者が特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の世話及び機能訓練などが受けられます。

【標準的な利用者負担額の例】

(1日あたり)

	認定区分	利用者負担額
特別養護老人ホーム (併設型・多床室)	要介護1	603円
	要介護2	672円
	要介護3	745円
	要介護4	815円
	要介護5	884円

※送迎に係る費用(片道:184円)と食費・滞在費等は、別途負担があります。

■介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどへ短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

【標準的な利用者負担額の例】

(1日あたり)

	認定区分	利用者負担額
特別養護老人ホーム (併設型・多床室)	要支援1	451円
	要支援2	561円

※送迎に係る費用(片道:184円)と食費・滞在費等は、別途負担があります。

■短期入所療養介護

短期間、介護老人保健施設や介護医療院などの施設に入所し、看護や医学的管理下における介護や必要な医療などが受けられます。また、難病や末期がんの方が利用できるサービスもあります。

【標準的な利用者負担額の例】

(1日あたり)

	認定区分	利用者負担額
介護老人保健施設 (多床室)	要介護1	830円
	要介護2	880円
	要介護3	944円
	要介護4	997円
	要介護5	1,052円

※送迎に係る費用(片道:184円)と食費・滞在費等は、別途負担があります。

■介護予防短期入所療養介護

短期間、介護老人保健施設や介護医療院などの施設に入所し、医師の管理のもとに療養のために必要な医療などが受けられます。

【標準的な利用者負担額の例】

(1日あたり)

	認定区分	利用者負担額
介護老人保健施設 (多床室)	要支援1	613円
	要支援2	774円

※送迎に係る費用(片道:184円)と食費・滞在費等は、別途負担があります。

④福祉用具の貸与や購入、住宅改修

要介護1～5の人

要支援1・2の人

■福祉用具貸与(レンタル)

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

■介護予防福祉用具貸与(レンタル)

福祉用具のうち介護予防に役立つものを借りることができます。

貸与の対象となる福祉用具品目(要介護・要支援共通)

- 1.車いす
- 2.車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- 3.特殊寝台(介護用ベット)
- 4.特殊寝台付属品(マットレス、サイドレール等)
- 5.床ずれ防止用具
- 6.体位変換器

- 7.手すり(取り付けに工事不要のもの)
- 8.スロープ(段差解消のもので、取付けに工事不要のもの)
- 9.歩行器
- 10.歩行補助つえ

※8～10の品目の一部は、貸与と販売のいずれかを選択可能

- 11.認知症老人徘徊感知機器
- 12.移動用リフト(つり具の部分を除く)
- 13.自動排泄処理装置

注意

- ・1～6及び11、12の品目は、要介護1の人及び要支援1・2の人には、原則として保険給付の対象となりません。
- ・13の品目は、要介護1～3の人及び要支援1・2の人には、原則として保険給付の対象となりません。(ただし、尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)

【利用者負担額】

レンタル費用の利用者負担割合(注)(レンタル費用は事業所によって異なりますが、国が商品ごとに上限額を設定しています。)

■特定福祉用具の購入

入浴や排泄などに利用する福祉用具のうち日常生活の自立や介護に役立つものの購入費が支給されます。

■特定介護予防福祉用具の購入

福祉用具のうち介護予防に役立つものを借りることができます。

購入の対象となる福祉用具品目(要介護・要支援共通)

- 1.腰掛便座(ポータブルトイレ、和式トイレの上に置いて使う便座等)
- 2.自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3.入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台など)
- 4.簡易浴槽
- 5.移動用リフトのつり具の部分
- 6.排泄予測支援機器
- 7.スロープ(段差解消のもので、取付けに工事不要のもの)
- 8.歩行器(車輪がないもの)
- 9.歩行補助つえ(松葉づえを除く)

※7～9の品目は、貸与と販売のいずれかを選択可能

【利用者負担額】

購入額(年間10万円を上限)の利用者負担割合(注)

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日、市町村に申請すると返還額が支給されます。

※申請窓口は、お住まいの各市役所・町村役場の介護保険担当課です。

※申請には、申請書、領収書(原本)、購入した福祉用具のパンフレットなどが必要です。

※購入前に、地域包括支援センター担当職員や担当の介護支援専門員、指定を受けた販売事業所の専門相談員に相談し、アドバイスを受けて下さい。

※年間とは、4月から翌年3月までです。

注意

県(中核市)から指定を受けた事業所で貸与または購入した場合に限り、支給されます。利用者の心身の状態などから、利用が想定しにくい用具は、対象にならない場合があります。

■住宅改修費の支給 及び ■介護予防住宅改修費の支給

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援や、家庭で介護する人の負担軽減のために、小規模な住宅改修をする場合に、その費用が支給されます。(原則、同一の住宅で20万円まで。)

住宅改修費の支給対象となる改修(要介護・要支援共通)

- 1.手すりの取り付け
- 2.段差の解消
- 3.滑りの防止、移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- 4.引き戸等への扉の取り替え
- 5.移洋式便器等への便器の取り替え
- 6.その他これらの住宅改修に付帯して必要となる改修

【利用者負担額】

改修費(20万円を上限)の利用者負担割合(注)

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日、市町村に申請すると返還額が支給されます。

注意

着工前に、市町村への事前申請による審査を受ける必要があります。この際、担当の介護支援専門員の作成する理由書も必要となります。必ず、改修着工前に、担当の介護支援専門員に相談して下さい。

注:利用者負担割合(額)については「P.4」を参照ください。

⑤その他のサービス

要介護1～5の人

要支援1・2の人

■特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設に入居している要介護者に、日常生活上の介護などを行います。

【標準的な利用者負担額の例】

（1日あたり）

認定区分	利用者負担額
要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

●外部サービス利用型特定施設の場合

	利用者負担額
基本サービス費	84円
委託先の指定居宅サービス事業者から受ける居宅サービスの費用の利用者負担が必要となります。	

※「特定施設」には、有料老人ホームのほかに、養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス含む。）及び一定の基準を満たしたサービス付き高齢者向け住宅などがあります。

■介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設（介護専用型を除く）に入居している要支援者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護などを行います。

【標準的な利用者負担額の例】

（月単位定額）

認定区分	利用者負担額
要支援1	183円
要支援2	313円

●外部サービス利用型介護予防特定施設の場合

	利用者負担額
基本サービス費	57円
委託先の指定介護予防サービス事業者から受ける介護予防サービスの費用の利用者負担が必要となります。	

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症の人や要介護状態の区分が比較的重い人でも、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活を続けられるように、地域の実情に応じて提供されるサービスです。

原則として、住所地以外の市町村の人は、サービスの利用はできません。

要介護1～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度要介護者の住宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

【標準的な利用者負担額の例】

（月単位定額）

認定区分	一体型		連携型
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	7,946円	5,446円	5,446円
要介護2	12,413円	9,720円	9,720円
要介護3	18,948円	16,140円	16,140円
要介護4	23,358円	20,417円	20,417円
要介護5	28,298円	24,692円	24,692円

■夜間対応型訪問介護

夜間を含め24時間安心して自宅で生活できるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

●オペレーションセンターを設置している場合

【標準的な利用者負担額の例】

（月単位定額＋訪問回数に応じた額）

内容	報酬体系	利用者負担額
基本夜間対応型訪問介護費	1月あたり定額	989円
定期巡回サービス費		372円
随時訪問サービス費（1人対応）	1回あたり	567円
随時訪問サービス費（2人対応）		764円

●オペレーションセンターを設置していない場合

【標準的な利用者負担額の例】

（月単位定額）

内容	報酬体系	利用者負担額
基本夜間対応型訪問介護費	1月あたり定額	2,702円

注：利用者負担割合（額）については「P.4」を参照ください。

要介護1～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

■地域密着型通所介護

定員が18人以下の通所介護(デイサービス)です。サービス提供内容は通所介護(P15)と同じです。また、重度要介護者で医療ニーズの高い人を対象とする療養通所介護サービスもあります。

【標準的な利用者負担額の例】

(1日あたり)

認定区分	3時間以上4時間未満	5時間以上6時間未満	7時間以上8時間未満
要介護1	416円	657円	753円
要介護2	478円	776円	890円
要介護3	540円	896円	1,032円
要介護4	600円	1,013円	1,172円
要介護5	663円	1,134円	1,312円

※提供時間は3時間から9時間までとなっており、料金は1時間ごとに分かれています。

※送迎を含みます。食費は別途負担があります。

	1月あたり
療養通所介護	12,785円

要介護1～5の人

要支援1・2の人

■認知症対応型通所介護

■介護予防認知症対応型通所介護

介護の必要な認知症高齢者を対象に、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行います。

【標準的な利用者負担額の例】

(1日あたり、併設型の場合)

認定区分	3時間以上4時間未満	5時間以上6時間未満	7時間以上8時間未満
要支援1	429円	667円	773円
要支援2	476円	743円	864円
要介護1	491円	771円	894円
要介護2	541円	854円	989円
要介護3	589円	936円	1,086円
要介護4	639円	1,016円	1,183円
要介護5	688円	1,099円	1,278円

※提供時間は3時間から9時間までとなっており、料金は1時間ごとに分かれています。

■小規模多機能型居宅介護

■介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者登録をした事業所において、「通い(日中ケア)」を中心に、利用者の状態や希望、家族の希望などに応じて、「訪問(訪問ケア)」や「泊まり(夜間ケア)」を組み合わせた多機能なサービスの提供を行います。

【標準的な利用者負担額の例】

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
利用者負担額(月額)	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円	3,450円	6,972円
短期利用の場合(日額)	572円	640円	709円	777円	843円	424円	531円

要介護1～5の人

要支援2の人

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

■介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症高齢者を対象に、少人数（5～9人）による共同生活の中で、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援を行います。認知症の進行を遅らせ、自立した生活ができるよう支援します。期間を限定して短期間利用できる場合もあります。

【標準的な利用者負担額の例】

（1日あたり）

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援2
利用者負担額	765円	801円	824円	841円	859円	761円
短期間利用の場合	793円	829円	854円	870円	887円	789円

※要支援1の人は利用できません。

要介護1～5の人

原則として要介護3～5の人

■地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満かつ入居者が要介護者、その配偶者等に限られる特定施設入居者生活介護です。サービス提供内容は、特定施設入居者生活介護（P18）と同じです。

■地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が30人未満の特別養護老人ホームです。サービス提供内容は、介護老人福祉施設（P21）と同じです。

要介護1～5の人

■看護小規模多機能型居宅介護

医療と介護が必要な高齢者に対し、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的に提供するサービスです。

【標準的な利用者負担額の例】

認定区分	利用者負担額（月額）	短期間利用の場合（日額）
要介護1	12,447円	571円
要介護2	17,415円	638円
要介護3	24,481円	706円
要介護4	27,766円	773円
要介護5	31,408円	839円

ケアプランの作成

要介護1～5の人

要支援1・2の人

■居宅サービス計画の作成

居宅サービスなどを適切に利用できるように、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者やご家族と相談をして居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

■介護予防サービス計画の作成

地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業所の担当職員が、利用者・家族やサービス担当者とは相談して介護予防などの目標を設定し、それを達成するための介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成費用の自己負担はありません（全額保険給付）。

施設サービス(3種類)

要介護1～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活に常に介護が必要で、在宅生活が困難な人が生活する施設です。地方自治体や社会福祉法人により設置運営され、入所者の生活を支えるために介護職員が多く配置されています。

平成27年4月1日以降、新規入所は、原則として要介護3以上の人となりました。

※要介護1または2の人であっても、やむをえない事情により在宅生活が困難な状態である場合は、新規入所が認められる場合があります(特例入所)。
また、平成27年4月1日以前の既入所の要介護1または2の人(要介護3以上から要介護1・2の状態に改善された場合も含む)や制度改正後に新規入所し、要介護1・2に改善された人でやむを得ない事情がある場合には、引続き入所することができます。

【標準的な利用者負担額の例】】(1月あたり)定員31人以上、利用者負担第4段階:住民税の課税がある者、1割負担の場合

	認定区分	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
介護サービス費用の 1割負担分	要介護1	17,670円		20,100円	
	要介護2	19,770円		22,200円	
	要介護3	21,960円		24,450円	
	要介護4	24,060円		26,580円	
	要介護5	26,130円		28,650円	
食費		46,350円			
居住費		27,450円	36,930円	51,840円	61,980円
	認定区分	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
利用者負担 計	要介護5	99,930円	109,410円	126,840円	136,980円

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定していて、リハビリや看護、介護が必要とする人に対して、施設サービス計画に基づき、在宅の生活への復帰を目指して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話をします。

【標準的な利用者負担額の例】】(1月あたり)定員31人以上、利用者負担第4段階:住民税の課税がある者、1割負担の場合

※下表の食費の金額は、令和8年8月からの基準費用額の引き上げを反映したものです。

	認定区分	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
介護サービス費用の 1割負担分	要介護1	23,790円	21,510円	24,060円	
	要介護2	25,290円	22,890円	25,440円	
	要介護3	27,240円	24,840円	27,390円	
	要介護4	28,830円	26,490円	29,040円	
	要介護5	30,360円	27,960円	30,540円	
食費		46,350円			
居住費		13,110円	51,840円		61,980円
	認定区分	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
利用者負担 計	要介護5	89,820円	126,150円	128,730円	138,870円

介護医療院

重篤な身体疾患を有する方や身体合併症を有する認知症高齢者の方等に長期療養等を行います。

【標準的な利用者負担額の例】(1月あたり)定員31人以上、利用者負担第4段階：住民税の課税がある者、1割負担の場合
※下表の食費の金額は、令和8年8月からの基準費用額の引き上げを反映したものです。

	認定区分	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室の多床室	ユニット型個室
介護サービス費用の 割負担分	要介護1	24,990円	21,630円	25,500円	
	要介護2	28,290円	24,960円	28,800円	
	要介護3	35,460円	32,100円	35,970円	
	要介護4	38,490円	35,160円	39,000円	
	要介護5	41,250円	37,890円	41,760円	
食費			46,350円		
居住費		13,110円	51,840円		61,980円

	認定区分	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室の多床室	ユニット型個室
利用者負担 計	要介護5	100,710円	136,080円	139,950円	150,090円

施設サービスの利用にあたって

- 施設入所を希望する場合は、施設に直接申し込み、入所契約を行います。居宅介護支援事業所のケアマネジャー(介護支援専門員)に紹介してもらうこともできます。
- 各施設サービスに記載してある【標準的な利用者負担額】は、1ヶ月を30日として計算した場合であり、地域や各施設の職員配置割合、各種加算などによって実際の負担額は変わります。
また、このほかに日常生活費(理美容代など)や特別なサービスを受けた場合の実費等がかかります。
- 所得の低い人に対しては、食費・居住費の自己負担額に上限が設けられており、この上限を超えた額は補足給付(特定入所者介護サービス費)として支給されます。この制度を利用するには、事前に「負担限度額認定証」の交付を受け、施設事業所に提示する必要があります。
市町村窓口でご相談ください。(P11参照)

その他の高齢者福祉施設

養護老人ホーム

原則65歳以上の人で、家族や住居の状況等の環境上の理由及び被保護世帯(生活保護法による保護を受けている者)や市町村民税所得割非課税世帯に属する等の経済的な理由により、在宅において生活することが困難な場合に、市町村の措置により入所させ、養護する施設です。

入所者が自立した生活を営むことができるよう支援、社会復帰の促進に資する助言・指導その他の援助を行うことを目的として、地方自治体や社会福祉法人により設置・運営されています。

軽費老人ホーム

低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に、低額な料金で利用していただく施設です。

給食サービスがついている「A型」と自炊が原則の「B型」、さらに、高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車椅子での生活が容易であるなどの工夫された住宅としての機能があり、給食等のサービスを提供する「ケアハウス」の3つの区分があります。

群馬県内には、A型とケアハウスがあり、原則として群馬県内に1年以上住んでいる方が対象です。

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設です。

施設の職員が直接介護サービスを提供する「介護付」、介護認定を受けたら退去しなければならない「健康型」、入居者が選択した外部サービスを利用する「住宅型」の区分があります。

なお、県内のサービス付き高齢者向け住宅については、全て有料老人ホームとしても該当しています。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者を入居させ、状況把握サービスと生活相談サービスのいずれも提供する住宅です。

原則として、60歳以上の高齢者又は要介護・要支援認定を受けた60歳未満の方が対象です。